

新潟市農業土木支援事業補助金交付要綱

平成 21 年 3 月 19 日 制 定

平成 24 年 3 月 31 日 改 正

平成 27 年 3 月 31 日 改 正

平成 30 年 3 月 31 日 改 正

令和 3 年 3 月 31 日 改 正

令和 6 年 3 月 5 日 改 正

令和 6 年 3 月 31 日 改 正

令和 7 年 3 月 31 日 改 正

(趣旨)

第 1 条 新潟市農業土木支援事業は、本市の農業及び農村の健全な発展を図るため、国又は
県の補助事業の対象とならない農地農業用施設の整備について支援を行うことにより、地
域の実態に即したきめの細かい整備の推進を図り、農業の生産性の向上、効率的・安定的
な農業経営の確立等を促進することを目的とする。

2 この事業に関する補助金の交付については、新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟
市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところ
による。

(補助事業者)

第 2 条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」とい
う。）は、次の各号に掲げる団体とする。ただし、本市に納税義務がある団体について
は本市市税を滞納していないものとする。

- (1) 土地改良区
- (2) 農業協同組合
- (3) 農家組合など市長が特に必要と認めた団体

2 この事業は個人を対象としない。

(補助対象事業)

第3条 この要綱により補助金の交付の対象となる農地農業用施設の整備（以下「補助事業」という。）は、市の地域内で行われるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 農道の整備
- (2) 農業用排水施設の整備
- (3) その他市長が特に必要と認める施設の整備

(対象経費)

第4条 この事業が補助金交付の対象とする経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 純工事費
- (2) 測量試験費
- (3) 支障物件移設補修費（工事の施工に必要なものに限る。）
- (4) 原材料購入費
- (5) その他市長が特に必要と認める経費

(採択要件)

第5条 第3条に定める補助事業の採択要件は、1件あたりの補助対象経費の合計額が10万円以上500万円未満とする。ただし、原材料の購入のみを行う事業については、1件あたりの購入費が10万円以上100万円未満とする。

(補助率)

第6条 市長は、予算の範囲内で補助事業者が補助事業の実施において負担する額の50%以内の額を補助金として交付することができる。

(取扱基準の設定)

第7条 補助事業の目標、補助対象経費等規則第4条に規定する取扱基準は別に定める。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条第1項の規定により交付の申請を

行う。規則第 6 条第 1 項第 3 号の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容及び経費の配分説明書
- (2) 事業計画概要の説明書
- (3) 実施設計書又は施工見積書
- (4) 補助事業者が第 2 条第 1 項第 3 号に該当する場合は、代表者選定書及び事業に関する議決書
- (5) 本市に納税義務がある団体は、本市市税の納税証明書（新潟市制度用）
- (6) その他当該補助金の交付申請において市長が特に必要として指示するもの
(計画変更の承認等)

第 9 条 規則第 10 条第 1 項本文の規定により事業の変更の承認を申請する場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更にかかる事業の内容及び経費の配分説明書
- (2) 変更にかかる事業計画概要の説明書
- (3) 変更にかかる収支予算書
- (4) 変更にかかる実施設計書又は施工見積書
- (5) その他当該補助金の変更交付申請において市長が特に必要として指示したもの

2 規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する市長が定める軽微なものとは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 工種の新設、変更又は廃止
- (2) 工種別の事業量又は事業費の 30 パーセントを越える増減（事業費の場合は、増減額が 30 万円以下の場合を除く。）
- (3) 全体事業費の増額及び 10 パーセントを越える減額
- (4) 事業期間が完了予定日から起算して 30 日を越えて延長する場合又は会計年度を越えて延長する場合
- (5) その他補助事業の内容を実質的に変更するもの

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条に規定する市長が定める期日は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は補助事業が完了した年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

2 規則第 13 条第 3 号の規定により添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 出来高設計書（実施設計書と同じ場合は省略することができる。）
- (3) 収支精算書
- (4) 工事請負等契約書の写し（原材料の購入のみを行う事業については除く。）
- (5) 着手前及び竣工状況比較写真
- (6) その他当該補助金の実績報告において市長が特に必要として指示したもの

(財産処分の制限)

第 11 条 規則第 20 条に規定する市長が指定する財産とは、国が定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付 31 農地第 3966 号）第 14 に準ずるものとする。

2 規則第 20 条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間とは、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 5 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以後に実施された補助事業

に適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。